

# 幼児教育・保育の無償化について

(幼稚園の利用案内)



お問い合わせ

〒511-0498 いなべ市北勢町阿下喜31番地

いなべ市役所

健康こども部 保育課

TEL 0594-86-7823

FAX 0594-86-7864

いなべ市

# はじめに

令和元年10月から開始された幼児教育・保育無償化に伴い、無償化の対象となるためには、認定申請が必要となりました。

つきましては、この案内を御覧いただき、申請してください。

- 1 認定申請について
- 2 申請に必要な書類
- 3 利用にあたって必要な費用について
- 4 預かり保育について

# 1 認定申請について

無償化手続きとして、施設等利用給付認定を受ける必要があります。

幼稚園（以下、「園」という。）又はいなべ市役所保育課から認定に必要となる申請書類（いなべ市のHPからもダウンロード可です。）をお渡ししますので、必要事項を記入の上、提出してください。

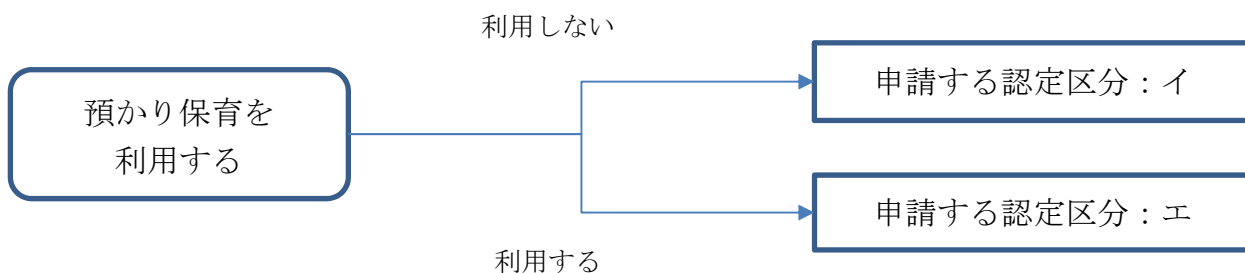
※園に申請書類を提出する場合は、全て揃ってから封筒等に入れ、封をして（園が見ることのできない状態で）提出してください。

※認定決定通知書には、認定区分、認定期間等を記載しています。なお、認定変更の申請の場合は認定変更決定通知書が交付されます。

※保護者の居住地等、認定要件を満たさない場合は、認定できません。また、認定の有効期間内において認定要件を満たさなくなった場合は、認定を取り消します。

## (1) 必要な認定申請

預かり保育の利用希望の有無によって、給付認定申請書が異なります。



★申請された認定区分に関わらず、いなべ市の審査の結果、保育の必要性が認められない時は、2号／3号認定ではなく、1号認定となりますので、あらかじめ御了承ください。

## (2) 認定区分

	認定区分	認定の種類	保育の必要性
ア	法 19 条 1号認定	教育・保育給付認定	なし
イ	法 30 条の 4 1号認定	施設等利用給付認定	
ウ	法 19 条 2号認定/3号認定	教育・保育給付認定	あり
エ	法 30 条の 4 2号認定/3号認定※	施設等利用給付認定	

教育・保育給付認定（ア、ウ）は、保育所等や幼稚園（施設型給付園）、認定こども園を利用する際に支給される「子どものための教育・保育給付」を受けるための認定です。

施設等利用給付認定（イ、エ）は、幼児教育・保育の無償化により支給される「子育てのための施設等利用給付」を受けるための認定です。

それぞれの認定について、保育の必要性がない場合に「1号認定」、保育の必要性がある場合には、年齢に応じて「2号認定」又は「3号認定」に分かれます。

※法 30 条の 4 3号認定については、満3歳児の市民税非課税世帯等で保育の必要性のある方が対象となります。

### (3) 認定される児童

保育の必要性が認められる児童は、保護者が次の①～⑨のいずれかの要件に該当する場合があります。

① 就労

保護者（父・母、又は父母に代わる人）が仕事をしている。  
ひと月に48時間以上の就労を状態とすることが必要です。  
報酬が発生しない場合（手伝い等）は、該当しません。

② 母親の出産等

母親の出産前後。

入園期間は出産月とその前後2か月間（最長で5か月間）です。  
出産予定で申請される場合、支給認定期間は出産予定日を基準日と決定した後、実際に出産された日を新たな基準日として変更（退園の時期が前後）する場合があります。予定月以外で出産されましたらお知らせください。

③ 疾病・障害等

保護者が病気、負傷又は心身に障害がある。

④ 病人の看護等

児童と同居の世帯に長期にわたる病人や、心身に障害のある人がいて、保護者がいつもその看護にあたっている。

⑤ 居宅の災害

居宅が火災・風水害・地震などの被害にあい、保護者がその復旧に当たる。

⑥ 求職活動

児童の保護者が求職活動（起業準備を含む）を行っている。

認定期間は3か月間です。  
就労が決まった場合は、保育を必要とする事由を変更する月の前月の24日までに（24日が休日の場合は翌開庁日まで）速やかに就労（内定）証明の提出をお願いします。

⑦ 就学・職業訓練

保護者が就学又は、職業訓練を行っている。

⑧ 児童虐待・DV

児童虐待・DVにより、保育困難であると市が認めた場合

⑨ その他

市長が認める前各号に類する状態にある場合。

## 2 申請に必要な書類

認定結果に影響する場合がありますので、記入漏れや内容に誤りが無いことを御確認の上、提出してください（提出した書類は返却できませんので、必要に応じてコピー等を保管してください）。

### (1) 全ての方が必要な書類

必要な書類	注意点
・子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書	1号認定・・・表面のみ記入してください。 2号認定／3号認定・・・必ず両面記入してください。
・個人番号届出書 ※直接、いなべ市役所保育課でお手続きをお願いします。	代理の方が提出される場合は、裏面の「委任状」にも必要事項を記入の上、提出してください。
・個人番号確認に必要な書類※1 ・本人確認書類※2 ※直接、いなべ市役所保育課でお手続きをお願いします。	※1 個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票、住民票記載事項証明書それぞれの写し ※2 個人番号カード、運転免許証、パスポートそれぞれの写し

### (2) 預かり保育を利用の方が必要な書類

必要な書類	注意点
①就労証明書	父母それぞれについて記入してください。 ②については添付資料も必要な場合がありますので、申告書を確認の上、ご提出をお願いします。 ※父母以外の者が保護者の場合も同様です。
②家族の状況申告書	

※きょうだいで同時に申請を行う場合は、コピーの添付で構いません。

※保育の必要性の確認は保護者のみが対象となります。

### 個人番号届出書（マイナンバー）記入の際の注意点

個人番号届出書に記入の際は、申請児童、申請児童の保護者（事実婚・内縁等含む。）の情報を記入してください（保護者の方が、単身赴任等の理由で同居されていない場合も記入してください。ただし、虐待・DV等の理由で同居されていない場合は記入不要です。）。

## 3 利用にあたって必要な費用について

利用料のほかに、通園バス代や行事費、給食費等の実費として徴収される費用もあります。費用については、各園にお問い合わせください。

### (1) 幼児教育・保育の無償化の対象と支給限度額について

幼児教育・保育無償化による給付は、施設等利用給付認定を受けた児童が対象となります。

無償化の対象となる費用は、利用料および入園料です。通園バス代・行事費・給食費等の実費徴収される費用は、無償化の対象外です。

無償化による給付の額は、月額25,700円、年額では308,400円が上限となります

## (2) 幼児教育・保育の無償化による給付の方法について

幼児教育・保育の無償化は、施設等利用給付を園が保護者に代わって受領することにより実施します。

給付により、利用料の負担は軽減されますが、園ごとに利用料の設定が異なるため保護者の支払額も園ごとに異なります。

※無償化上限額を下回る利用料設定の園に通う児童で、入園料の支払がある年度の給付については、入園料も無償化の対象となります。入園初年度は、月額25,700円を上限として、毎月の利用料に入園料を年間在籍月数で除して得た額を加えた額が対象となります。

## 4 預かり保育について

教育時間の前後に在園児を対象に教育活動を行う「預かり保育」を実施している園があります。急な用事や、保護者の就労等の理由により利用することができます。園により「預かり保育」の実施状況が異なるため、利用方法や料金等は各園にお問い合わせください。

### (1) 幼児教育・保育の無償化の対象となる利用と支給限度額について

保育の必要性の認定を受けた3歳児から5歳児の児童が、園が実施する預かり保育を利用した場合には、施設等利用給付を受けることができます。給付額は1日あたり450円、月額では11,300円が上限となります。ただし、預かり保育の利用料が上限額を下回る場合は、利用料が支給限度額となります。

また、満3歳児の児童の場合は、保育の必要性の認定を受けていることに加え、市民税非課税世帯の場合に限り、施設等利用給付を受けることができます。給付額は、1日あたり450円、月額では16,300円が上限となります。

※園が預かり保育を実施していない場合や、預かり保育が十分な水準でない場合（教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間が8時間未満または年間開所日数が200日未満）に限り、認可外保育施設等の利用料が預かり保育の利用料と併せ、上記上限額の範囲内で無償化となります。

### (2) 預かり保育利用料にかかる施設等利用給付の請求について

施設等利用給付を受けるためには、給付申請が必要です。預かり保育利用料は一旦保護者様にて園へお支払いいただきます。園が発行する預かり保育利用料の領収書等を添付して、給付申請書をいなべ市へ提出します。その後、市から保護者様へお支払いすることとなります（償還払い）。お支払は、年4回（4～6月、7～9月、10～12月、1月～3月）の予定です。請求には期限がありますのでご注意ください。

対象利用月	請求書申請月	支払い月（予定）
4月から6月利用分	7月	8月
7月から9月利用分	10月	11月
10月から12月利用分	1月	2月
1月から3月利用分	4月	5月

